

令和8年第1回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和8年1月30日（金） 15時25分
出席農業委員 (18名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一
欠席委員 (1名)	19番 槐島 睦夫 (会長)
事務局 振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主 事 富田
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「買受適格証明願（耕作目的）」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 15時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(代理)	それでは令和8年第1回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(代理)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(代理)	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたしま

	す。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長(代理)	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長(代理)	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案等の意見決定をするため審議を求めます。今月は所有権移転8件、中間管理権設定74件の合計82件について、市長から意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が22件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転8件、筆数39筆、面積58,634㎡、利用権設定74件、筆数156筆、面積281,706㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長(代理)	事務局からの報告が終わりました。この報告に、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	[「なし」との声あり]
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(代理)	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(代理)	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。まず、国分1、3、4、5を3番委員に代わり13委員。
13番委員	2号1番。申請地は牧内公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号3番、4番は受人が同一ですので併せて報告します。申請地は舞鶴中学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号5番。申請地は上小川小学校の南に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地の畑は使用収益権の設定はないが、田は受人が使用収益権を設定しているので問題ないものと思われる。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長(代理)	次に、隼人6から8を12番委員。
12番委員	<p>2号6番。申請地は隼人分遣所の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号7番。申請地は霧島市民隼人健康温泉プールの北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号8番。申請地は鹿児島空港の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、溝辺9、10を11番委員。
11番委員	<p>2号9番。申請地は石井口公民館の北東に位置し、現況は茶畑である。申請地には※※さんが令和15年1月までの使用収益権が設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号10番。申請地は井手段橋の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、横川11、12を2番委員。
2番委員	<p>2号11番。申請地は大住公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号12番。申請地は黒葛原地区集会施設の北東、南東、北に位置し、現況は田と畑である。申請地の地番※※は※※さんが令和18年12月まで使用収益権を設定しており、本申請に当たって解約通知が提出されている。また、地番※※と※※には受人が令和15年4月まで使用収益権を設定しているが問題はないものと思われる。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく横川13を16番委員。
16番委員	2号13番。申請地は床活活性化センターの南東に位置し、現況は田である。申請地には所

	有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	次に、牧園14、15を6番委員。
6番委員	<p>2号14番。申請地は鹿屋尾谷口公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号15番。申請地は持松4区公民館の北に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく牧園16を8番委員。
8番委員	2号16番。申請地は下小鹿野公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	次に、霧島17を7番委員。
7番委員	2号17番。申請地は霧島神宮駅の南東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第3号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長(代理)	次に、議案第3号「買受適格証明願」について議題とします。当委員会に対し、地方自治法に基づく一般競争入札の買受適格証明願が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、落札後の農地法第3条の許可申請があった場合、会長の判断で処理し得るかどうか同時に審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。牧園1を6番委員。
--------	---

6 番委員	3号1番。申請地は牧場クリーンセンターの西に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため買受適格者であると思われる。以上です。
議長(代理)	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第3号「買受適格証明願」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定し、併せて農地法第3条許可申請があった場合は会長判断で処理いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(代理)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、横川1を5番委員。
5 番委員	5号1番。申請地は大住自治公民館の北東に位置し、現況は実行済みである。なお、平成18年頃農業用資材置場兼農業用機械置場1棟を建築してしまったという始末書が添付されております。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、農業用資材置場兼農業用機械置場1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する山林632㎡を一体利用するもので、全体計画面積は803㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、国分2を17番委員。
17 番委員	5号2番。申請地は国分南小学校の南に位置し、現況は実行済みである。なお、平成9年頃造成建築してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅と倉庫3棟を建築するものであり、既に実行済みである。超過面積については、残地38㎡を残したとしても農地としての活用が困難であったと推測するの理由書が添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。つきましては、2月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定めら

	れた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。
--	---------------------------------------

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(代理)	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が9件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、隼人1を4番委員。
4番委員	6号1番。申請地は空港公園の南に位置し、現況は着工済みである。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用地に該当するものと思われる。転用目的は、茶保管庫3棟、加工施設2棟を建築するものであり、着工済みであるが始末書が添付されており、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する農地法第5条許可地を含む1223.97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1459.97㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、国分2、3を10番委員。
10番委員	6号2番。申請地は鹿児島地方方法務局の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は園庭を拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地等2,513.27㎡を一体利用するもので、全体計画面積は3,385.27㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6号3番。申請地は市営奈良田団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、隼人4を5番委員。
5番委員	6号4番。申請地は辻公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地136㎡を一体利用するもので、その同意も得られている。全体計画面積は460.99㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長(代理)	同じく隼人5、6を12番委員。
12番委員	6号5番。申請地は隼人学校給食センターの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6号6番。申請地は隼人学校給食センターの南西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は運動場を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長(代理)	次に、溝辺7を14番委員。
14番委員	6号7番。申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、福山8を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	6号8番。申請地は比曽木野地区公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。また、年月日不詳で一部植林してしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、溝辺9を4番委員。
4番委員	6号9番。申請地は石峯地区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、2月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取いたします。 以上で、令和8年第1回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ないので、以上で令和8年第1回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 16時20分